

相続人代表者指定届

令和 年 月 日

大台町長 あて

住所 _____
(建物名・部屋番号等も記入願います)

相続人代表者 フリガナ

氏名 _____ 印 _____

電話 _____ () _____ 相続分 _____ / _____

被相続人からみた続柄 配偶者・子・その他 ()

次のとおり、被相続人に係る町税の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表者を地方税法第9条の2第1項の規定により届出します。

また、固定資産については、相続登記が完了するまでの間、この代表者を地方税法第343条第2項にいう現に所有している者(納税義務者)とすることをあわせて申出します。

被相続人	亡くなった方の氏名		死亡時の住所	死亡年月日	
	フリガナ			年	月 日
相続人 (相続人代表者を除く)	氏名	印	住所	被相続人から見た続柄	相続分
	フリガナ			配偶者 ・ 子 その他 ()	/
	フリガナ			配偶者 ・ 子 その他 ()	/
	フリガナ			配偶者 ・ 子 その他 ()	/
	フリガナ			配偶者 ・ 子 その他 ()	/

- ※ 相続人本人の署名が困難な場合、本人の了解を得ていただければ代筆でも構いません。
- ※ この届出書は、民法上の相続税、相続及びその登記とは何ら関係ありません。
- ※ 相続人の欄は、確定している場合のみ記入ください。

令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。これにより相続人は3年以内に相続登記をする必要があります。また、正当な理由なく相続登記しない場合は、過料の適用対象となります。相続人の間で早めに遺産分割の話し合いを行っていただき、不動産を取得した場合は、その結果に基づいて相続登記をしてください。詳しくは、お近くの法務局へお問い合わせください。

※ 不動産登記法（抜粋）

（相続等による所有権の移転の登記の申請）

第七十六条の二 所有権の登記名義人について相続の開始があったときは、当該相続により所有権を取得した者は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを知った日から三年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。

（相続人である旨の申出等）

第七十六条の三 前条第一項の規定により所有権の移転の登記を申請する義務を負う者は、法務省令で定めるところにより、登記官に対し、所有権の登記名義人について相続が開始した旨及び自らが当該所有権の登記名義人の相続人である旨を申し出ることができる。

（過料）

第六十四条第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十二条、第四十七条第一項（第四十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項、第三項若しくは第四項、第五十一条第一項から第四項まで、第五十七条、第五十八条第六項若しくは第七項、第七十六条の二第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第四項の規定による申請をすべき義務がある者が正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、十万円以下の過料に処する。

※ 地方税法（抜粋）

（相続人からの徴収の手続き）

第九条の二 納税者または特別徴収義務者(以下本章(第十三条を除く。))においては、第十一条第一項につき相続があった場合において、その相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。

（固定資産税の納税義務者等）

第三百四十三条 固定資産税は、固定資産の所有者(質権又は百年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。)に課する。

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(区分所有に係る家屋については、該当家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第二条第二項の区分所有者とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、又は所有者として登記されている第三百四十八条第一項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において該当土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。

記入例

相続人代表者指定届

令和〇〇年 〇月〇〇日

大台町長 あて

住所 三重県多気郡大台町佐原 1 2 3 番地

相続人代表者 フリガナ オダイ ハコ
氏名 大台 花子 印

電話 0598 (82) 1234 相続分 1 / 2

被相続人からみた続柄 配偶者・子・その他 ()

次のとおり、被相続人に係る町税の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表者を地方税法第9条の2第1項の規定により届出します。

また、固定資産については、相続登記が完了するまでの間、この代表者を地方税法第343条第2項にいう現に所有している者(納税義務者)とすることをあわせて申出します。

被相続人	亡くなった方の氏名		死亡時の住所	死亡年月日	
	フリガナ <u>オダイ ハコ</u>	<u>大台 太郎</u>		三重県多気郡大台町佐原 1 2 3 番地	平成〇〇年 〇月〇〇日
相続人 (相続人代表者を除く)	氏名	印	住所	被相続人から見た続柄	相続分
	フリガナ <u>オダイ イチロ</u>		三重県多気郡大台町佐原 1 2 3 番地	配偶者 ・ <u>子</u> その他 ()	1 / 4
	フリガナ <u>オダイ ジロ</u>		三重県多気郡大台町佐原 1 2 3 番地	配偶者 ・ <u>子</u> その他 ()	1 / 4
	フリガナ			配偶者 ・ 子 その他 ()	/
	フリガナ			配偶者 ・ 子 その他 ()	/
	フリガナ			配偶者 ・ 子 その他 ()	/
	フリガナ			配偶者 ・ 子 その他 ()	/

※ 相続人本人の署名が困難な場合、本人の了解を得ていただければ代筆でも構いません。

※ この届出書は、民法上の相続税、相続及びその登記とは何ら関係ありません。

※ 相続人の欄は、確定している場合のみ記入ください。

令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。これにより相続人は3年以内に相続登記をする必要があります。また、正当な理由なく相続登記しない場合は、過料の適用対象となります。相続人の間で早めに遺産分割の話し合いを行っていただき、不動産を取得した場合は、その結果に基づいて相続登記をしてください。詳しくは、お近くの法務局へお問い合わせください。

※ 不動産登記法（抜粋）

（相続等による所有権の移転の登記の申請）

第七十六条の二 所有権の登記名義人について相続の開始があったときは、当該相続により所有権を取得した者は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを知った日から三年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。

（相続人である旨の申出等）

第七十六条の三 前条第一項の規定により所有権の移転の登記を申請する義務を負う者は、法務省令で定めるところにより、登記官に対し、所有権の登記名義人について相続が開始した旨及び自らが当該所有権の登記名義人の相続人である旨を申し出ることができる。

（過料）

第六十四条第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十二条、第四十七条第一項（第四十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項、第三項若しくは第四項、第五十一条第一項から第四項まで、第五十七条、第五十八条第六項若しくは第七項、第七十六条の二第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第四項の規定による申請をすべき義務がある者が正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、十万円以下の過料に処する。

※ 地方税法（抜粋）

（相続人からの徴収の手続き）

第九条の二 納税者または特別徴収義務者(以下本章(第十三条を除く。))においては、第十一条第一項につき相続があった場合において、その相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。

（固定資産税の納税義務者等）

第三百四十三条 固定資産税は、固定資産の所有者(質権又は百年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。)に課する。

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(区分所有に係る家屋については、該当家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第二条第二項の区分所有者とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、又は所有者として登記されている第三百四十八条第一項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において該当土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。